

平成 28 年度

工事監査報告書

東久留米市監査委員



28東久監発第36号
平成29年2月24日

東久留米市長 並木克巳 殿

東久留米市議会議長 細谷祥子 殿

東久留米市教育委員会教育長 直原裕 殿

東久留米市監査委員 安藤純一

東久留米市監査委員 津田忠広

平成28年度工事監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した工事監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

平成28年度 工事監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

2 監査の対象

28. 中央中学校体育館大規模改造工事

所管課： 教育部教育総務課 (発注課)

都市建設部施設建設課 (工事施工課)

総務部管財課 (契約担当課)

3 監査の期間

平成28年10月21日から平成29年2月22日まで

4 監査の主眼及び方法

監査の実施にあたっては、工事の設計、契約及び施工等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係職員の説明を求め監査を実施した。

なお、技術面については、公益社団法人日本技術士会に工事技術調査業務を委託して実施した。

第2 工事の概要

市の中学校は現在7校あり、およそ2700名の生徒が学校施設を利用している。学校施設である校舎及び体育館は生徒達の学校生活の居場所となるため、生徒の安全を確保すること、及び地域の防災拠点となることから、市では旧耐震の学校施設について耐震補強工事を進めており、昨年度までに完了している。

また、どの学校も新築後30年以上経過しているため、耐震補強工事に併せて老朽化が進んでいる内部及び外部の改修を行ってきた。本施設は新耐震の建物であるため、老朽化による内部、外部の改修のみ行うものである。

なお、本件工事は、建築、電気設備、機械設備の3つの工事からなっている。

1 工事件名 28. 中央中学校体育館大規模改造工事

2 工事場所 東久留米市中央町五丁目7番65号

3 建物概要

- (1) 構造 鉄骨造 2階建
- (2) 延べ床面積 1,077.34㎡
- | | |
|----|---------|
| 1階 | 944.25㎡ |
| 2階 | 133.09㎡ |
- (3) 建築面積 991.86㎡
- (4) 建築年月 昭和59年3月

4 工事内容

(1) 建築工事

- ・施工業者 株式会社川俣組
- ・契約金額 113,400,000円 (消費税込み)
- ・契約年月日 平成28年9月12日
- ・工期(契約期間) 平成28年9月13日から平成29年2月15日

(2) 電気設備工事

- ・施工業者 東伸電設株式会社
- ・契約金額 21,416,400円 (消費税込み)
- ・契約年月日 平成28年9月26日
- ・工期(契約期間) 平成28年9月27日から平成29年2月15日

(3) 機械設備工事

- ・施工業者 西武住設工業株式会社
- ・契約金額 6,646,320円 (消費税込み)
- ・契約年月日 平成28年9月26日
- ・工期(契約期間) 平成28年9月27日から平成29年2月15日

5 実査日 平成28年12月19日

第3 監査の結果

監査対象工事については、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、技術的な観点を踏まえた所見は、次のとおりである。

1 計 画

本工事に至るまでの計画は、事業の必要性、目的、一連の工程、予算化及び決裁手続きについて適正に行われている。

2 設 計

実施設計は、委託業務で設計事務所に委託し実施している。設計計画、事前調査、関連法令の運用、設計基準・資料の運用、設計図書の内容及び設計見積について適切に行われている。

3 積 算

本工事の積算は、東京都市建設行政協議会発行の積算資料及び積算基準（建築工事編/電気設備工事編/機械設備工事編）、一般財団法人建築コスト管理システム研究所発行の公共建築工事積算基準等に基づき行われている。また、採用している単価や歩掛りは、東京都市建設行政協議会発行の積算標準単価表等（建築工事/電気設備工事/機械設備工事）を採用し、見積もりの必要な物件については三社見積もりを行っている。算出根拠はいずれも明確になっており、適正に行われている。

4 契 約

東京電子自治体共同運営の電子調達サービスによる入札が行われた。しかしながら、実施設計委託については、予定価格超過又は辞退による入札打ち切りとなり、担当課において入札金額が最も安価であった業者と特命随意契約が締結された。また、建築工事については、最低制限価格以上の入札者がなかったため入札打ち切りとなり、見積競争による業者選定が行われた。

入札の結果や契約に至るまでの経過は前述のとおりであるが、当初の予定価格の設定、入札時の社会的な状況を考えても、各々の結果を予測することは困難であったと推測され、適正に行われたものと判断する。

5 施 工

現場調査時において、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3つの各工事の連絡調整が工事監理者により適切に行われ、また工事の進捗状況は概ね計画どおりになっており、施工管理に問題はないものと認められた。